

吹田市立消費生活センター条例及び同条例施行規則の一部改正骨子案に対する
市民意見と市の考え方について

- 1 提出期間 平成29年(2017年)12月28日(木)～平成30年(2018年)1月31日(水)
2 提出意見数 15件(7通)
3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

項番	市民意見	市の考え方
(1)	吹田市のホームページで、なぜ、本当の理由を公表しないのですか。昨年の7月か8月に、市会議員の方からパスポートセンターをつくるために吹田市が消費生活センターを移転させることにしたと聞いています。パスポートセンターをつくるという話がなければ、そのままのはずです。市民を馬鹿にしないでください。本当の理由を市民に示さずに条例を改正することはできません。	
(2)	貸会議室の利用率が、平成24年度の18.2%から平成28年度には9.9%となり、まるで、利用率が年々、減少し半分に落ち込んだかのような言い方で「貸会議室の必要性が低下したため」と、それを吹田市は廃止の理由として断言していますが、平成24年度より平成25、26、27年度とも利用率は増加しています。昨年度はたまたま減少したと判断するのが普通です。このようなこじつけの理由にもならないことを廃止の理由とするのは辞めてください。吹田市は大丈夫ですか。このような理由で、貸会議室を廃止することはできません。	昭和55年(1980年)のセンター開設から40年近くが経過し、インターネットの普及や高齢者を狙った特殊詐欺の増加など、市民生活を取り巻く状況は、大きく変化しました。
(3)	吹田市は、政策等の案の趣旨と概要として、「インターネットの普及や高齢者を狙った特殊詐欺の増加など、市民生活を取り巻く状況が大きく変化の中で、市民に身近な消費生活センターの役割を再検討した結果、必要性の薄れた貸会議室を廃止する」と公表されていますが、まったく論理的な文章ではなく、日本語として妥当ではないのではないのでしょうか。	センターが行っている相談業務においても、相談内容が複雑化し、相談者に占める高齢者の割合が増加するなど、その予防・解決が一層困難になっており、同種被害が多発しやすいことから、行政が主体となって、これまで以上に積極的に消費者問題に取り組むことの必要性が年々増えています。
(4)	「インターネットの普及や高齢者を狙った特殊詐欺の増加など、市民生活を取り巻く状況が大きく変化する」と、なぜ、貸会議室の必要性が薄れるのでしょうか。まったく理解できません。また、吹田市は、何の根拠をもって、そのように判断したのでしょうか。条例の改正の大切な理由ですので、貸会議室を廃止するという結論にいたった経過の記録とともに説明してください。	そのような中で、センターの役割を再検討した結果、市民に身近な基礎自治体の窓口として、消費生活におけるセーフティネットの役割の強化を図るため、今回の見直しを行うこととなったものです。
(5)	「インターネットの普及や高齢者を狙った特殊詐欺の増加」したのは、最近ではありません。最近では、インターネットの普及は横ばいですし、高齢者を狙った特殊詐欺は減少しています。吹田市は、何の統計やデータの検証もなく、このようないい加減な理由づけで、条例を改正されるのでしょうか。その責任はどこにあるのでしょうか。理由が誤りであるため、改正案自体の中身の検討に入る前に、手続上、最初からやり直す必要があると思われませんが、いかがでしょうか。	これまで指定管理者が行うことができる業務として位置付けていた啓発や情報提供などについても、相談業務との連携を図るため、直営で行い、センターが持つ高い専門性をさらに活かしていくこととし、引き続き消費者団体や市の各部署、警察など各関係機関と連携・協力しながら、市民に対する情報提供や啓発を進めます。
(6)	一般的には、「生活を取り巻く状況が大きく変化」したため、地域のつながりが希薄となったといわれています。その結果、地域社会のつながりの必要性や重要性が叫ばれるようになり、そのため、地域の人々が集まることのできる貸会議室のような施設が重要であり不可欠であるといわれています。よって、今回の改正案は、このような社会一般の価値判断にも逆行しているものです。説明してください。	また、高齢者をはじめとする市民の個別相談に一層注力する必要があることに加え、会議室の利用団体数及び利用率が低下していることや、貸会議室などの設備を持ち市民公益活動を行う団体の活動を支援する吹田市立公益活動センター(ラコルタ)や同じく貸会議室を持ち地域活動の場を提供するコミュニティセンターなどが近年開設したことなどから、センターにおいては、貸室業務を行わないこととし、個別相談スペースの充実を図ります。
(7)	市が、HP上で、貸会議室の廃止の理由にあげていたものはまったく理由にもなっていないことから、今回の改正案は反対です。貸会議室は必要です。今回の突然の吹田市立消費生活センター条例及び同施行規則の改正は、パスポートセンター設置のせいでしょうか。どのみち、市民の意見を聞いた形にだけして、市長のために市民の反対の意見を無視して強行するのでしょうか。はっきりと教えてください。	また、高齢者をはじめとする市民の個別相談に一層注力する必要があることに加え、会議室の利用団体数及び利用率が低下していることや、貸会議室などの設備を持ち市民公益活動を行う団体の活動を支援する吹田市立公益活動センター(ラコルタ)や同じく貸会議室を持ち地域活動の場を提供するコミュニティセンターなどが近年開設したことなどから、センターにおいては、貸室業務を行わないこととし、個別相談スペースの充実を図ります。
(8)	前に、消費生活センターへ伺ったときに、苦情が相談かされていましたが、声が聞こえづらいが守られているのかなと思いました。高齢になれば声も大きくなるでしょうし、貸会議室を会議に使うだけでなく、個別相談に使ったらどうでしょうか。また、吹田も高齢者への詐欺が多いと聞いていますが、その部屋を使ってミニ講座をしたらよいと思います。数人の講座を頻繁に行くと効果があるのではないのでしょうか。利用団体数が少ないから貸会議室をなくし、コミュニティセンターの活用をという事ですが、私の近くのコミュニティセンターは、日常的に、サークルや催しなどよく利用されています。借りたときに借りられるのか？そういったことで、その方たちの会議がしにくくなれば、活動するのが困難になるのではないのでしょうか。吹田市として、消費者が困った時に、より配慮して相談に乗ったり、賢い消費者の育成に力を注いでいただきたいと思ひます。貸会議室の廃止ではなく、使い方を考えて頂きたいです。	
(9)	貸会議室を無くすことは絶対に反対です。貸会議室は市民のために絶対必要です。市が、廃止の理由として説明することはまったく理由になっていません。貸会議室を廃止することを決めてから、理由がないから無理やり理由をつけたのだと子どもが見ても分かります。本当の理由はほかにあるはず。絶対に反対です。	・項番(7)について、意見募集案件の対象外の内容である部分は、掲載を省略させていただきます。
(10)	吹田市消費者団体協議会は これまで行政と共に、市民・消費者の目線で様々なテーマで市民に発信・啓発活動を行なってきており、貸し会議室はその取り組みの拠り所となっております。消費者団体として 今後活動を継続していくために、現会議室の存続は必要であると考えます。以前にも同館4階の会議室を閉鎖されたり、現会議室に観光案内所を設けられたりしたことがありますが、この度のことを含め 市の消費者行政の見通しが不透明なのも気がかりです。このような流れで見てみると、この貸し会議室をなくすことは、市の消費者行政の後退につながるのではと懸念いたしております。	

項番	市民意見	市の考え方
(11)	会議室利用の消費者団体数が減ってきた理由などを 市として把握しておられますでしょうか。また 働きかけなどされましたでしょうか。	貸会議室などの設備を持つ他の施設を御利用いただく機会が増えたり、活動回数の減った消費者団体があったりしたことなどから、センターの利用団体数が減少しているものと認識しています。なお、センターが行う貸室業務については、ホームページに掲載することにより周知をはかってきました。
(12)	<p>・貸会議室を継続する</p> <p>「必要性の薄れた」とありますが、8団体から5団体に減った原因は何でしょう？ 原因を追求し、消費に関することが増えるように働きかける事も役割ではないでしょうか。後退になると思います。消費生活センターとは個別の相談活動だけ（中心にと書いてありますが）でしょうか。</p>	センターの業務については、専門の資格を持つ相談員による個別相談が中核となりますが、今後は、これまで指定管理者が行うことができる業務として位置付けていた啓発や情報提供などについても、相談業務との連携を図るため、直営で行い、センターが持つ高い専門性をさらに活かしていくこととし、行政が主体となってこれまで以上に積極的に消費者問題に取り組みます。
(13)	もし、万が一 貸会議室が廃止になったとして以前のように観光案内所のように全く別の場にしないで相談の部屋（今の状態ではプライバシーが守られていないのでは）にする。	高齢者をはじめとする市民の個別相談に一層注力する必要があるため、車椅子に対応でき、プライバシーに配慮した個別相談スペースとします。
(14)	消費生活センターが市の直営になることには賛成です。	これまで指定管理者が行うことができる業務として位置付けていた啓発や情報提供などについても、相談業務との連携を図るため直営で行い、行政が主体となってこれまで以上に積極的に消費者問題に取り組みます。
(15)	【意見募集案件の対象外の意見】	意見募集案件の対象外の内容であるため、掲載は省略させていただきます。